

# 韓国における少年司法改革論議の動向

崔 鍾 植

## Ⅰ はじめに

近時、韓国において少年司法の改革に関する大々的な議論が行われている。実務上の制度補正といった少年法改正の程度ではなく、少年法を廃止しようという声まで噴出している。その議論の発端は一部の重大少年犯罪事件の発生であるが、果たして、韓国における少年犯罪がそれほどまで深刻になっているのであろうか。

一定の年齢の未成年者に対して、その未熟さから起因する非行について、処罰だけではなく保護と教育を通じて改善・更生をはかるべく特別な少年司法制度を運用することは、程度や内容の違いはあるものの、世界各国の共通した刑事政策であろう。そのような観点から見ると、昨今の韓国における少年司法の改革に関する議論は、その核心を見失っているのではないかと懸念される。

本稿では、韓国における最近の少年司法改革の議論について、部分的には日本との比較検討も行いながら、少年法をあらためて考える一つの契機<sup>(1)</sup>としたい。

---

(1) 本論文は、子どもの人権研究会（2018年12月26日、東京神谷町古賀法律事務所）での報告原稿に加除修正等を行ったものである（問い合わせ先：cjsik58@gmail.com）。

## II 少年法改正・廃止運動の背景と経過

### 1. 改正・廃止運動の直接のきっかけとなった事件

#### (1) 「仁川市初等生殺人事件」

K (女, 16歳, 高校中退) は, 2017年3月29日12時49分頃, 仁川市の00公園の遊び場で, 小学生A (女, 8歳, 初2) を自分の家に誘引し, 首を絞めて殺害した後, 遺体を毀損して指と太ももの一部をインターネットコミュニティで知り合ったB (女, 18歳, 浪人) に渡した。4月6日主犯のKを検挙, 11日共犯としてBを逮捕した。第1審では共同正犯としてKに懲役20年, Bには無期懲役 (裁判途中で殺人幫助罪から殺人罪に変更) が言い渡された (両者ともに電子監視装置装着30年)。控訴審では, Kは1審判決を維持, Bは単純共犯 (殺人幫助罪) として懲役13年のみに減軽された。上告審は, 2018年9月, 原審判決を確定した (Kのみが電子監視装置装着30年間)。この判決に対し, 特にBに対する量刑が軽すぎるという批判が浴びせられた。

#### (2) 「釜山市女子中学生集団リンチ事件」

女子中学生A (15歳), B (15歳), C (14歳), D (13歳) の4人は, 2017年9月1日20時30分頃, 釜山広域市所在の00工場の前の空き地で被害者E (15歳) が別件の暴行被害を警察に通報したことを恨んで鉄骨パイプなどで顔や頭を殴打するなど全身に暴行を加え, 特定犯罪加重処罰などに関する法律上の報復傷害, 特殊傷害などの疑いで逮捕された。この事件で加害者の1人がフェイスブック・メッセージャーを通じて被害者の写真などを先輩に送付した内容がインターネットに公開され, 一般の公憤を買うようになった。A, B, Cは起訴 (A, Bは拘束起訴), Dは法院少年部に送致されたが, 以後, 刑事裁判でA, B, Cも少年部に移送されて, 少年院送致処分 (A, Bは長期, Cは短期) が下された。世論からはこの事件に対しても, 処分が軽すぎるという非難が浴びせら

れた。

### (3) 「冠岳山女子高校生集団リンチ事件」

女子高校生5名(16歳から18歳)と男子高校生4名(全て18歳)、男子中学生1名(13歳)の10人が<sup>8)</sup>、2018年6月26日夜から翌日午前3時頃までにかけて知り合いの女子高生のB(高校2年生)に対してカラオケや山に引きずり回しながら集団リンチや強制わいせつ行為を加え、被害者に重傷を負わせた事件である(7名は拘束起訴、2名は不拘束起訴、1名は少年部送致)。11月30日の第1審の判決では、主犯格の女子高生には短期5年から長期7年の実刑、4名には短期3年6月から長期4年の実刑、2名には短期3年から長期3年6月の実刑、残りの2名にはそれぞれ懲役1年6月に執行猶予3年、懲役6月に執行猶予2年を言い渡した。また、拘束起訴された7名に対しては、性暴力治療プログラム80時間の履修命令、児童青少年関連機関への3年間の就業制限も付加された。この事件では、被害者の姉が青瓦台のホームページで少年法改正(刑事処罰可能年齢の引き下げ)の請願を呼びかけ、署名が20万名を超えることになり政府から第1号の答弁が行われた。

### (4) 「仁川市女子中学生性暴力事件」

2018年8月頃、交友関係の男子生徒の二人(二人とも13歳、中1年生)から集団性暴行を受けた女子中学生がそのショックと加害者や校内からのいじめ等によって自殺してしまった事件である。加害者二人は法院少年部に送致された。この事件においても、14歳未満の触法少年に対して刑罰ができないという点から非難的になり、被害者の姉によって少年法改正についての請願が行われ署名者が20万人以上に達した。

## 2. SNS の影響

### (1) インターネット過依存現象

韓国のインターネットの利用率が高いことはよく知られている。次の表1から、2017年の過依存危険群は18.6%（約786万名）であり、その中でも初中高の青少年層が30.3%として最も多いことが分かる。韓国においてSNSの威力は想像を絶する。その驚異的な拡散力や団結力は、すでに、大統領を罷免にまで導いたロウソクデモからもよく知られている。確かに、SNSなどのインターネットが民主主義の発展のために有益な点があることは否めないが、反面、負の側面を無視することもできないだろう。その中の一つの例が、少年犯罪に対する一般の反応の拡散度や後述する青瓦台のインターネットによる請願制度ではないかと思う。

表1 スマートフォン過依存危険群現況 (%)



出典：韓国情報化振興院, <https://www.nia.or.kr/>

### (2) サイバー犯罪の日韓比較<sup>(2)</sup>

インターネット利用率が高くなるとおのずとサイバー犯罪も増えているのではなかろうか。表2と表3は、日本と韓国のサイバー犯罪の統計である。2012年から2016年までの総数を単純比較してみれば、すべて韓国のほうが4倍から5倍まで上っているが、部分的には、例えばPC使用詐欺の場合は、約10倍にまでとなっている。日本の人口数が韓国の2

(2) 本論からちょっと逸れるかもしれないが、ついでに、この点についても少し紹介させていただきたい。

韓国における少年司法改革論議の動向

表2 韓国のサイバー犯罪現況（件数）

罪名／年度		2012	2013	2014	2015	2016
計		26,427	40,722	36,211	39,415	32,456
刑法犯	電子記録秘密侵害	10	20	28	43	42
	電子記録損壊	14	10	16	27	35
	電子文書関連犯罪	2,033	1,941	1,720	2,201	2,295
	電算業務妨害	76	86	105	129	109
	PC使用詐欺	3,378	16,475	14,232	15,875	8,031
	公共電子記録損傷	4	2	5	2	4
	個人情報保護法違反	842	1,199	2,180	1,854	2,125
特別法犯	名誉棄損	4,809	5,439	5,942	7,321	9,056
	情報通信網侵害	1,866	1,730	1,864	2,759	2,760
	わいせつ物流通	7,970	9,275	5,524	5,206	3,593
	個人情報漏洩	69	50	365	173	154
情報通信網その他		5,280	4,469	4,218	3,816	4,251
その他		76	26	12	9	1

出典：法務部『犯罪白書』2017年版から再構成

表3 日本のネットワーク利用犯罪検挙件数の推移

区分／年	2012	2013	2014	2015	2016
総数	6,613	6,655	7,349	7,483	7,448
詐欺	1,357	956	1,133	951	828
オークション利用詐欺	235	158	381	511	208
脅迫	162	189	313	398	387
わいせつ物頒布など	929	781	840	835	819
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,520	1,616	1,741	1,881	2,002
児童買春	435	492	493	586	634
児童ポルノ	1,085	1,124	1,248	1,295	1,368
出会い系サイト規制法	363	339	279	235	222
青少年保護育成条例	520	690	657	693	616
商標法	184	197	308	304	298
著作権法	472	731	824	593	586
その他	1,106	1,156	1,254	1,593	1,690

出典：法務省『犯罪白書』2017年版から

倍以上を上回る点を勘案すれば、実際にはそれ以上にまで至っていることは間違いない。サイバー犯罪だけではなく、SNS上のトラブルが原因になって犯罪に至るケースも少なくない。

### (3) 青瓦台ホームページ上の請願

相次いだ一連の少年犯罪事件をきっかけにした少年法改正・廃止運動は、ついに青瓦台ホームページ上の請願（2017年8月17日新設<sup>(3)</sup>）としてまで広まった。青瓦台は、「仁川市初等生殺人事件」と「釜山市女子中学生集団リンチ事件」で上がった少年法改正・廃止の請願が約30万名に達すると、この請願制度が始まって以来第1号として映像答弁を公開した（2017年9月25日）。その内容は、「……少年法と関わって未成年者の基準を引き下げることが、青瓦台ではなく立法機関である国会で議論されねばならない事柄であり、罪質が良くなければ厳しく処罰しなければならないが、そうでなければ無条件的に刑務所に入れるのではなく、保護観察などの方式によって教化することもできる。青少年の残酷な犯罪に対する厳罰を求める国民からの要求は正当ではあるけれども、青少年の犯罪を解決するために未成年の年を一歳、二歳引き下げれば解決できるというアプローチは時代錯誤的である。14歳以上から刑罰が可能になる基準が国際的に大きく外れることでないの、刑罰可能年齢の下限である14歳は維持するが、代わりに保護処分をより充実化させることを検討したい……」ということであった。

また、「冠岳山女子高校生集団リンチ事件」における請願が20万人を超えると、今度は副総理が答弁を行った（2018年8月23日）。その内容は、「14歳という基準は1953年の刑法制定時に定められた規定であり、これを13歳未満として引き下げることについて政府レベルで論議していきたい。10歳から13歳までの触法行為は、前年対比約8%が増えたが、

---

(3) 文在寅大統領の就任100日を迎え、青瓦台ホームページに「国民請願掲示板」制度を導入した。「国民に聞かれたら政府が答える」という国政哲学を実現するというのが制度導入の趣旨である。青瓦台は30日間20万名以上の同意を得た請願に対しては政府と青瓦台の関係者が公式の答弁を30日以内に行うことにしている。政府が国民と直接疎通するという肯定的な成果もあるが、反面、とんでもない請願もありその実効性が疑われる論難を引き起こすこともある。

### 韓国における少年司法改革論議の動向

13歳だけをみれば約15%が増加している。国会にもすでに関連法案が20個以上も発議されているので、関連法の改正に向けて積極的に協力するつもりである。」ということであった。第1回目の答弁と比べたら改正に向けての積極的な姿勢がうかがえる。

さらに、「仁川市女子中学生性暴力事件」の被害者の姉による請願においても署名者が20万人を超え、青瓦台が答弁を行った（2018年11月16日）。その内容は、「……犯罪を犯した14歳以上の未成年者は処罰を受けるが、10歳から14歳未満は保護観察など保護処分を受ける。現行法と国民感情の間には乖離がある。社会が変化する中で1953年に作られた14歳という刑事未成年者の基準がそのまま適用されることについて調整を行う必要があるという点には共感が形成されている。しかし、法改正には行政府は勿論立法府からの十分な論議が必要であり時間がかかる。14歳未満の未成年者による重大犯罪が増えつつある現実の中でその根本の原因を共に調べてみなければならない」という留保的な立場をとっている。

### Ⅲ 少年犯罪の現況

最近一連の重大少年犯罪が相次いで起こったことはあるものの、果たして、少年法改正や廃止を唱えるほど少年犯罪が増えたり凶悪化したりしているのだろうか。この章では、触法少年の動きを中心としながら最近の少年犯罪の動向について検討してみたい。

表4を見れば、韓国のほうが少年人口比は高いけれども、少年比は日本のほうが高く表れている特徴が見えるが、韓国において少年犯罪が異様に増えたりしている証左は見当たらない。

次に、非行少年の年齢別現況を見てみたい。表5を見れば、14歳未満の触法少年の増加は2012年をピークに減少しており、2014年から漸増に転じてはあるが異様というほどでもない。触法少年の急増の問題はすでに収まっているように見える。つまり、触法少年の問題は、最近新しく起きている現象ではないということである。よって、表5から見る限り、

表4 少年犯罪の人口比と少年比

\* ( )の太字は日本の参考統計(法務省『犯罪白書』より)

年 度	少年犯罪	少年人口比	成人人口比	少年比
2007	81,800	1,326.9(1,222.2)	4,814.1(1,009.9)	4.2(12.5)
2008	126,213	2,038.2(1,107.2)	5,144.1(924.8)	5.9(12.2)
2009	123,347	1,994.1(1,102.4)	5,069.0(897.6)	5.8(12.4)
2010	101,596	1,654.3(1,061.4)	4,462.4(882.5)	5.4(12.1)
2011	100,032	1,660.2(968.4)	4,374.3(844.2)	5.3(11.6)
2012	104,808	1,796.8(848.3)	4,387.3(812.7)	5.5(10.6)
2013	88,762	1,581.1(763.8)	4,520.3(769.3)	4.5(10.1)
2014	77,594	1,440.4(678.4)	4,338.3(716.8)	4.0(9.6)
2015	71,035	1,411.8(577.8)	4,482.4(690.7)	3.6(8.5)
2016	76,000	1,547.0(490.9)	4,373.5(640.4)	3.8(7.3)

出典：法務部『犯罪白書』2017年版（以下、特に明記されていない統計資料は同様である）

刑罰可能年齢の下限をもっと引き下げたり、18歳の少年を少年法の対象から外さねばならないほど特異性を見せているとは考えられない。

表6は、最近10年間の重大少年犯罪の罪名別現況である。全体的に増えているとは見られず、横ばいの傾向にある。罪名別にみても、性暴力犯罪の異様な割合を除けば、特異性は見えないと考えられる。ただ、日本に比してみれば、殺人以外には韓国のほうが圧倒的に（人口数も考慮すれば）多いことが目立っている。

以下のグラフ7を見れば、2015年から跳ね上がった重大少年犯罪の人口比は、2016年には成人人口比とほぼ接している。これだけを見れば、少年犯罪が凶悪化したといえるかもしれないが、ただ一年だけを見て軽率に判断することはあまりにも短絡的な考え方にすぎないであろう。

表8は、重大犯罪を犯した少年の年齢別の現況である。14歳未満の触法少年の異様な増加は認められず、また、18歳犯罪少年による動向についても特異性は見られないばかりではなく、両方ともに、減少傾向ないし横ばいの状況にある。このような分析は、表9の「少年暴力犯罪の現況」や表10の「少年財産犯罪の現況」においてもほぼ同様に言える。

表11は、第1審少年刑事公判事件の裁判結果である。実刑率が日本よ



表5 少年刑法犯の年齢別現況  
\* 人口比 ( ) の太字は日本の参考統計 (法務省『H29年版犯罪白書』資料3-2)

年/年齢	触法少年 (10~13歳)			14歳~15歳			16歳~17歳			18歳		
	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比
2007	60,426 (100)	195 (0.3)	14 (373)	23,890 (39.5)	1,725 (1,826)	21,233 (35.1)	1,650 (1,579)	15,108 (2.0)	1,232 (788)			
2008	79,766 (100)	346 (0.4)	24 (367)	30,031 (37.7)	2,107 (1,659)	28,896 (36.2)	2,026 (1,386)	20,493 (25.7)	1,618 (692)			
2009	81,378 (100)	244 (0.3)	9 (380)	31,784 (39.1)	2,235 (1,718)	35,013 (43.0)	2,441 (1,341)	14,337 (17.6)	2,046 (672)			
2010	70,045 (100)	147 (0.2)	5 (374)	24,210 (34.6)	1,733 (1,624)	31,208 (44.6)	2,187 (1,247)	14,480 (20.7)	1,995 (686)			
2011	66,240 (100)	98 (0.1)	4 (352)	19,417 (29.3)	1,428 (1,494)	32,627 (49.3)	2,291 (1,126)	14,098 (21.3)	1,983 (598)			
2012	87,779 (100)	582 (0.7)	25 (298)	29,700 (33.8)	2,262 (1,201)	40,169 (45.8)	2,879 (982)	17,328 (19.7)	2,427 (535)			
2013	74,509 (100)	241 (0.3)	11 (273)	24,735 (33.2)	1,961 (1,061)	33,014 (44.3)	2,430 (843)	16,519 (22.2)	2,332 (454)			
2014	63,145 (100)	27 (0.0)	1 (261)	21,156 (33.5)	1,681 (896)	27,173 (43.1)	2,040 (710)	14,789 (23.4)	2,128 (421)			
2015	56,962 (100)	45 (0.1)	2 (220)	12,632 (22.2)	1,052 (640)	28,660 (50.3)	2,273 (589)	15,625 (27.4)	2,326 (388)			
2016	61,162 (100)	65 (0.1)	3 (197)	18,955 (31.0)	1,684 (478)	27,543 (45.0)	2,191 (489)	14,599 (23.9)	2,232 (348)			

表6 重大少年犯罪の罪名別現況

年/罪名	計	殺人			強盗			放火			性暴力		
		人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比	人員	人口比
2007	1,967 (100)	15 (0.8) /65	889 (45.2) /785	143 (7.3) /232	920 (46.8) /601								
2008	3,316 (100)	12 (0.4) /55	1,193 (36.0) /735	158 (5.6) /141	1,926 (58.1) /634								
2009	3,847 (100)	20 (0.5) /52	1,491 (38.8) /713	182 (4.7) /192	2,154 (56.0) /690								
2010	3,665 (100)	26 (0.7) /44	908 (24.8) /580	166 (4.5) /133	2,565 (70.0) /718								
2011	4,049 (100)	21 (0.5) /59	1,285 (31.7) /611	186 (4.6) /140	2,557 (63.2) /719								
2012	3,609 (100)	23 (0.6) /47	851 (23.6) /613	193 (5.3) /173	2,542 (70.4) /887								
2013	3,489 (100)	21 (0.6) /55	607 (17.4) /564	140 (4.0) /137	2,721 (78.0) /904								
2014	3,158 (100)	33 (1.0) /52	405 (12.8) /469	156 (4.9) /124	2,564 (81.2) /761								
2015	2,713 (100)	16 (0.6) /62	432 (15.9) /412	58 (2.1) /83	2,207 (81.3) /841								
2016	3,343 (100)	19 (0.6) /54	317 (9.5) /338	147 (4.4) /103	2,860 (85.6) /881								

\* /の後の太字は日本の参考統計

表7 重大犯罪の少年人口比と成人人口比の比較

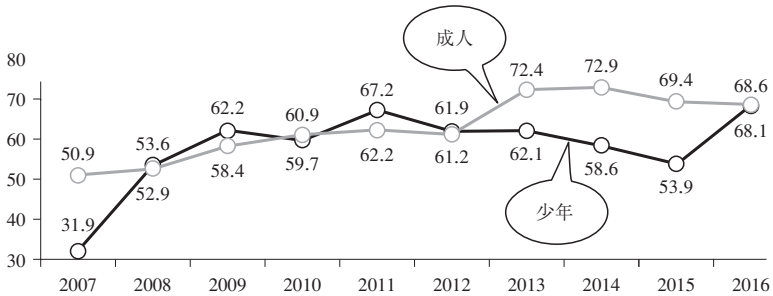


表8 重大少年犯罪の年齢層別現況<sup>(4)</sup>  
\* /後の太字は日本の参考統計<sup>(5)</sup>

年/年齢	計	触法少年 (12~13歳)	14~15歳	16~17歳	18~19歳
2007	1,928(100)	10(0.5)	646(33.5)	769(39.9)	503(26.1)
2008	3,016(100)	18(0.6)	975(32.3)	1,209(40.1)	814(27.0)
年/年齢	計	触法少年 (10~13歳)	14~15歳	16~17歳	18歳(法改正)
2009	3,182(100)	20(0.6)/309	982(30.9)/328	1,590(50.0)/496	590(18.5)/514
2010	3,106(100)	12(0.4)/278	841(27.1)/308	1,524(49.1)/413	729(23.5)/476
2011	3,289(100)	6(0.2)/289	648(19.7)/356	1,774(53.9)/435	861(26.2)/449
2012	2,790(100)	37(1.3)/332	727(28.6)/365	1,337(47.9)/543	689(24.7)/480
2013	2,521(100)	18(0.7)/359	722(28.6)/365	1,149(45.6)/475	632(25.1)/461
2014	3,158(100)	1(0.0)/268	952(30.1)/332	1,393(44.1)/396	812(25.7)/420
2015	2,713(100)	1(0.0)/292	591(21.8)/291	1,370(50.5)/392	751(27.7)/423
2016	3,343(100)	3(0.1)/263	1,070(32.0)/300	1,518(45.4)/400	752(22.5)/403

りはるかに高く表れている点、最近少年部移送の決定が公判事件の半分も超えている点などが目立っている。日本と違って死刑と無期刑はないが、実刑率が高いのですでに日本より厳罰化が進んでいるのではないかと

(4) 表6と表8において、2013年までは両方の数値が噛み合わないが、2014年からは一致している。これは、他の暴力犯罪や財産犯罪においても同様に見られるが、おそらく、2014年からの算出や集計のやり方の変更による相違ではないかと推定される。

(5) 表5でも表れているが、重大事件を起こした触法少年の人数だけは、圧倒的に日本のほうが多い。これについては、別途の研究課題にさせていただきたい。

表9 少年暴力犯罪の年齢層別現況

年/年齢	計	触法少年 (12~13歳)	14~15歳	16~17歳	18~19歳
2007	23,275(100)	57(0.2)	8,641(37.1)	7,608(32.7)	6,969(29.9)
2008	34,067(100)	158(0.5)	12,356(36.3)	11,550(33.9)	10,003(29.4)
年/年齢	計	触法少年 (10~13歳)	14~15歳	16~17歳	18歳 (法改正)
2009	29,488(100)	84(0.3)	11,657(39.5)	11,896(40.3)	5,851(19.8)
2010	23,276(100)	44(0.2)	7,825(33.6)	9,938(42.7)	5,469(23.5)
2011	22,233(100)	33(0.1)	6,556(29.5)	10,468(47.1)	5,176(23.3)
2012	32,774(100)	185(0.6)	10,649(32.5)	14,618(44.6)	7,322(22.3)
2013	22,119(100)	89(0.4)	6,421(29.0)	9,235(41.8)	6,374(28.8)
2014	19,352(100)	9(0.0)	5,671(29.3)	7,653(39.5)	6,019(31.1)
2015	17,473(100)	12(0.1)	3,053(17.5)	8,156(46.7)	6,252(35.8)
2016	19,476(100)	7(0.0)	5,246(26.9)	8,231(42.3)	5,992(30.8)

表10 少年財産犯罪の年齢層別現況

年/年齢	計	触法少年 (12~13歳)	14~15歳	16~17歳	18~19歳
2007	29,506(100)	115(0.4)	12,194(41.3)	10,655(36.1)	6,542(22.2)
2008	33,659(100)	116(0.3)	14,426(42.9)	12,265(36.4)	6,852(20.4)
年/年齢	計	触法少年 (10~13歳)	14~15歳	16~17歳	18歳 (法改正)
2009	45,774(100)	114(0.2)	18,710(40.9)	20,050(43.8)	6,900(15.1)
2010	40,478(100)	75(0.2)	15,147(37.4)	18,258(45.1)	6,998(17.3)
2011	37,978(100)	42(0.1)	11,910(31.4)	19,090(50.3)	6,936(18.3)
2012	47,605(100)	324(0.7)	17,534(36.8)	21,884(46.0)	7,863(16.5)
2013	45,735(100)	98(0.2)	16,914(37.0)	20,426(44.7)	8,297(18.1)
2014	36,271(100)	6(0.0)	13,643(37.6)	15,966(44.0)	6,656(18.4)
2015	32,068(100)	21(0.1)	8,364(26.1)	16,578(51.7)	7,105(22.2)
2016	33,088(100)	21(0.1)	11,779(35.6)	15,167(45.8)	6,121(18.4)

表11 第1審の少年刑事公判事件の科刑現況 \* / の後の太字は日本の参考統計

年	計	定期刑	不定期刑	執行猶予	罰金	少年部移送	その他
2007	4,151(100)	11(0.2)/126	671(16.2)/47	1,129(27.2)/146	362(8.7)/6	1,597(38.4)/5	381(9.1)
2008	5,026(100)	215(4.3)/107	531(10.6)/61	1,504(29.9)/128	554(11.0)/3	1,717(34.1)/3	505(10.0)
2009	6,160(100)	462(7.5)/1	587(9.5)/49	1,828(29.7)/85	681(11.1)/0	1,971(31.9)/1	631(10.2)
2010	5,294(100)	472(8.9)/3	503(9.5)/34	1,577(29.8)/82	590(11.1)/2	1,584(29.9)/0	568(10.7)
2011	3,499(100)	14(0.4)/1	492(14.1)/45	610(17.4)/69	133(3.8)/2	1,958(55.9)/2	292(11.2)
2012	4,377(100)	7(0.2)/1	804(18.4)/35	557(12.7)/62	118(2.7)/3	2,516(57.4)/4	375(8.5)
2013	4,268(100)	3(0.1)/2	676(15.8)/32	407(9.5)/64	145(3.4)/1	2,689(63.0)/2	348(8.1)
2014	3,574(100)	14(0.4)/3	634(17.7)/36	405(11.3)/63	110(3.1)/6	2,082(58.3)/5	329(9.2)
2015	3,516(100)	7(0.3)/0	630(17.9)/32	440(12.5)/67	102(2.9)/4	1,981(56.3)/4	356(10.1)
2016	3,242(100)	1(0.0)/0	697(21.5)/30	395(12.2)/67	94(2.9)/4	1,721(53.1)/6	334(10.3)

\* 期間中、韓国は死刑と無期刑はないが、日本は死刑が1名、無期刑が11名である。

## 韓国における少年司法改革論議の動向

と考えられる。ただ、第一審刑事裁判所から少年部移送が日本より圧倒的に多い背景は、韓国が検察官先議制を運用している結果からであって、検察官から容易く起訴されている相当数の犯罪少年に対し保護処分相当性を認めて再び少年部に戻している裁判官からの配慮が働いている結果であるとみられる。また、表12は、受刑者の年齢別現況であるが、14歳と15歳の年少少年の受刑者は少ない。

表13は、保護処分の年齢別現況であるが、12歳と13歳との隔たりが大きく表れている。この点が13歳を刑事未成年者から外さねばならないという主張の一つの根拠になっているようである。<sup>(6)</sup>しかしながら、13歳の少年による重大犯罪が異様に多発しているわけでもないのに、12歳と13歳との隔たりが大きいからといって、13歳を刑事未成年の年齢から外そうとする発想には賛同できない。

表14は、少年院送致処分の年齢別現況であるが、14歳未満の少年は漸減している。また、表15は少年院送致処分を受けた10歳から13歳までの触法少年の非行類型別現況である。表13において、12歳から13歳少年の人数が飛び上がって急増しているが、表15を見れば、刑事未成年者から外して刑罰をもって断罪するほどの少年は多くないことが分かる。

以上、最近の統計から検討したところによれば、少なくとも統計的には少年法の廃止が求められるほど、少年非行ないし犯罪が悪化しているという証左は見当たらない。

## IV 国会に係留中の少年司法関連法改正案<sup>(7)</sup>

現行刑法上の刑事未成年者は14歳未満であり、少年法上の対象年齢は

---

(6) 裴 晟姫「少年保護実務の観点から見た責任年齢基準—年少犯罪少年の現状を中心に」『少年の刑事責任年齢』第10回少年非行政策韓日学術交流会報告集、2018年11月23日、146頁。

(7) 以下発議案の引用は、国会議案情報システム、<http://likms.assembly.go.kr/bill/> (2018年12月19日検索)

表12 受刑者年齢別現況 (↓未満, ↑以上)

年	計	16歳↓	18歳↓	20歳↓	25歳↑	25歳↓	30歳↑	40歳↑	50歳↑	60歳↑
2007	31,478(100)	1(0.0)	36(0.1)	214(0.7)	2,519(8.0)	3,867(12.3)	9,348(29.7)	9,849(31.3)	4,375(13.9)	1,269(4.0)
2008	32,197(100)	5(0.0)	60(0.2)	228(0.7)	2,189(6.8)	3,898(12.1)	8,998(27.9)	10,381(32.2)	5,032(15.6)	1,406(4.4)
2009	32,297(100)	2(0.0)	73(0.2)	273(0.8)	2,471(7.7)	3,697(11.4)	8,733(27.0)	10,166(31.5)	5,387(16.7)	1,495(4.6)
2010	31,981(100)	1(0.0)	46(0.1)	304(1.0)	2,457(7.7)	3,295(10.3)	8,436(26.4)	9,925(31.0)	5,876(18.4)	1,641(5.1)
2011	31,198(100)	2(0.0)	49(0.2)	231(0.7)	2,153(6.9)	2,899(9.3)	8,018(25.7)	9,708(31.1)	6,344(20.3)	1,794(5.8)
2012	31,434(100)	16(0.1)	70(0.2)	251(0.8)	2,147(6.8)	2,539(8.1)	7,681(24.4)	9,714(30.9)	6,866(21.8)	2,150(6.8)
2013	32,137(100)	6(0.0)	55(0.2)	280(0.9)	2,327(7.2)	2,366(7.4)	7,677(23.9)	9,714(30.2)	7,362(22.9)	2,350(7.3)
2014	33,444(100)	3(0.0)	50(0.1)	270(0.8)	2,70(8.7)	2,247(6.7)	7,584(22.7)	9,986(29.9)	7,989(23.9)	2,801(8.4)
2015	35,098(100)	0	47(0.1)	262(0.7)	2,609(7.4)	2,244(6.3)	7,678(21.8)	10,310(29.5)	8,624(24.5)	3,324(9.7)
2016	36,479(100)	2(0.0)	46(0.1)	290(0.8)	2,642(7.2)	2,450(6.7)	7,678(21.0)	10,275(28.2)	9,255(25.4)	3,841(10.6)

表13 年齢別保護処分の現況

区分	計	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
2009	35,819 (100)	65 (0.2)	266 (0.7)	937 (2.6)	4,031 (11.3)	5,300 (14.8)	6,362 (17.8)	7,918 (22.1)	6,915 (19.3)	3,964 (11.1)	61 (1.7)
2010	32,416 (100)	45 (0.1)	176 (0.5)	702 (2.2)	3,367 (10.4)	4,558 (14.1)	5,988 (18.5)	7,151 (22.1)	6,109 (18.8)	4,313 (13.3)	7 (0.0)
2011	35,072 (100)	51 (0.1)	197 (0.6)	703 (2.0)	2,973 (8.5)	4,724 (13.5)	6,719 (19.2)	7,901 (22.5)	6,960 (19.8)	4,843 (13.8)	1 (0.0)
2012	36,150 (100)	86 (0.2)	192 (0.5)	955 (2.6)	3,838 (10.6)	5,338 (14.8)	6,632 (18.3)	7,840 (21.7)	6,773 (18.7)	4,489 (12.4)	7 (0.0)
2013	31,952 (100)	42 (0.1)	136 (0.4)	765 (2.4)	3,391 (10.6)	4,247 (13.3)	4,994 (15.6)	6,491 (20.3)	6,943 (21.7)	4,940 (15.5)	3 (0.0)
2014	24,529 (100)	48 (0.2)	125 (0.5)	528 (2.2)	2,193 (8.9)	3,318 (13.5)	3,767 (15.4)	4,992 (20.4)	5,021 (20.5)	4,336 (18.5)	1 (0.0)
2015	25,911 (100)	57 (0.2)	213 (0.8)	550 (2.1)	2,196 (8.5)	3,012 (11.6)	4,154 (16.0)	5,386 (20.8)	5,539 (21.4)	4,802 (18.5)	2 (0.0)
2016	23,526 (100)	74 (0.3)	247 (1.0)	640 (2.7)	1,897 (8.1)	2,469 (10.5)	3,585 (15.2)	5,288 (22.5)	5,146 (21.9)	4,170 (17.7)	10 (0.0)
2017	24,383 (100)	154 (0.6)	271 (1.1)	748 (3.1)	2,192 (9.0)	2,389 (9.8)	3,697 (15.2)	5,026 (20.6)	5,441 (22.3)	3,671 (15.1)	794 (3.3)

出典：大法院『司法年鑑』2009年～2017年版(19歳は保護処分変更として再処分になった場合)

表14 少年院送致処分の年齢別現況

年	計	10歳～13歳	14歳～15歳	16歳～17歳	18歳	19歳以上
2007	1,511(100)	56(3.7)	431(28.5)	679(44.9)	229(15.2)	116(7.7)
2008	1,732(100)	53(3.1)	537(31.0)	869(50.2)	190(10.9)	83(4.8)
2009	2,775(100)	64(2.3)	854(30.8)	1,450(52.3)	345(12.4)	62(2.2)
2010	2,822(100)	29(1.0)	645(22.9)	1,387(49.1)	513(18.2)	248(8.8)
2011	2,960(100)	65(2.2)	817(27.6)	1,503(50.8)	483(16.3)	92(3.1)
2012	3,429(100)	86(2.5)	846(24.7)	1,805(52.6)	562(16.4)	130(3.8)
2013	3,037(100)	54(1.8)	697(23.0)	1,533(50.5)	723(23.8)	30(0.9)
2014	2,363(100)	26(1.1)	519(22.0)	1,137(48.1)	523(22.1)	158(6.7)
2015	2,288(100)	25(1.1)	458(20.0)	1,125(49.2)	520(22.7)	160(7.0)
2016	2,096(100)	15(0.7)	370(17.7)	1,063(50.7)	463(22.1)	185(8.8)

\*19歳以上は、保護処分変更になった場合。

表15 少年院送致処分の10歳～13歳少年の非行類型別現況

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
計	56	55	64	29	65	86	54	26	25	15
窃盗・横領	19	13	23	15	15	28	26	6	9	4
強盗・殺人	2	0	2	1	1	0	0	0	2	0
暴行・傷害・脅迫	6	6	2	10	9	19	7	5	1	1
性暴力・強姦	0	8	5	2	6	19	7	6	4	2
性売買・性保護	1	0	2	0	0	1	3	1	2	1
有害化学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路・交通事故	28	0	0	0	1	14	0	1	0	0
保護観察違反	0	19	23	1	31	16	6	5	7	5
放火・公務執行妨害など	0	9	7	0	2	2	5	2	0	2

10歳から18歳までである。また、少年法上には、罪を犯すときに18歳未満の少年に対しては、死刑また無期刑に処すべきときは15年の有期懲役として緩和されてはいるが、しかし「特定強力犯罪の処罰に関する特例法」によって、15年から20年に引き上げられている。さらに、少年法上の不定期刑もこの特例法によって長期10年・短期5年から、長期15年・短期7年として重罰化されている。

昨今の国会に発議されているほとんどの改正案は、すでに重罰化されている法律をより厳しく改正しようとしたり、下限年齢を引き下げようとしたりするのためのものである。

## 1. 少年法改正法律案

### (1) 少年法一部改正法律案 (2009133) (2017年9月6日発議)

この発議案は、少年法の上限年齢を18歳未満に引き下げ、死刑・無期刑の緩和を現行の15年から20年に引き上げようとするものである。その発議の趣旨は、「現行法においては、少年を19歳未満の者と定め、このような少年に対しては、捜査過程、裁判過程と刑執行過程などあらゆる刑事手続において一般成人犯罪者と区別し保護している。しかし、現在、中高生の肉体的発育状態と精神的成長の状態は成人と差がなく、むしろ成人を超える場合もある。最近相次いで発生している中高生の犯罪がますます凶暴化している状況であるにもかかわらず、現行規定は中高生の深刻な犯罪に積極的に対処しにくい側面がある。最近発生した女子中学生に対する集団性暴行事件や釜山女子中学生に対する暴力事件など反社会的犯罪の場合、現行規定によって国民の感情に反する刑を言い渡すしかないのが実情である。ゆえに、現行法上保護対象である少年の年齢を現行の19歳未満から18歳未満に下げ、死刑や無期刑の罪を犯す場合、刑の緩和を15年から20年に改正しようとする」という。



(2) 少年法一部改正法律案 (2009168) (2017年9月7日発議)

この発議案は、刑法(改正案)において刑事未成年者の年齢を従来の14歳から12歳と調整することにより、少年法上の触法少年の年齢を従来の「10歳以上14歳未満」から「10歳以上12歳未満」として大幅に調整し、関連規定を整備しようとするものである。

(3) 少年法一部改正法律案 (2009183) (2017年9月8日発議)

この発議案の趣旨は、「仁川市初等生殺人事件、釜山女子中学生暴行事件など青少年による残酷な犯罪が社会的に深刻な問題になっている。さらに、一部の青少年は幼いため重い処罰を避けることができるという点を悪用しながら犯罪を犯したりもする実情である。よって、少年が特定強力犯罪を犯したときは、法院少年部の保護事件として処理せず、刑事事件とするようにし、死刑および無期刑に処される場合、刑罰の緩和を30年の有期懲役として拡大するなど、処罰を強化しようとする」という。

(4) 少年法一部改正法律案 (2009187) (2017年9月8日発議)

この発議案は、長期少年院送致期間を現行の2年から4年に延ばそうとするものである。その趣旨は、「現行法は、判断力の未熟な幼い子どもたちに対して成人に準ずる程度の処罰を下す場合、烙印効果と再犯誘惑などの副作用を防ぐため、未成年の犯罪者に対してその環境の調整と性行の矯正に関する保護処分と刑事処分に関する特別措置を講ずることによって、少年の健全な育成を期することを目的に制定された。しかし、最近発生した未成年による犯罪事件を見れば、成人犯罪者に劣らないほど犯罪の意図、残酷性、手口などから若い年齢だけを理由に寛容を施し得る限界を超えている。厳罰だけで問題が解決されることはできないが、犯罪意図、残酷性、手法によって量刑を異にし、潜在的被害者を保護し、未成年犯罪者を教化させることができるように少年院収容期間を最大2

年から最大4年に延ばすことを目指す」という。

(5) 少年法一部改正法律案(2009192)(2017年9月8日発議)

この発議案は過激といえるほどの内容を盛り込んでいるが、その趣旨は以下のものである。「最近、青少年の身体発達や認知能力が早くなることによって、少年犯罪が急増し、凶悪犯罪の年齢も低くなり、その手口が成人犯罪に劣らずますます凶暴化しているため、深刻な社会的問題となっている。それにもかかわらず、重大犯罪を犯した少年に対して、年齢が幼いからといって犯罪に見合う処罰が科されておらず、少年犯罪の発生を抑制することが難しいのが実情である。よって、犯罪を犯した少年に対して処罰を強化し、保護対象の少年に関する年齢を調整して少年犯罪を軽減させ、善良な国民が犯罪によって被害を受けることがないようにするためである。具体的には、第一に、刑罰ではない保護処分を受ける触法少年の基準年齢を14歳から12歳に引き下げて保護対象を制限する。第二に、2回以上特定強力犯罪を犯し、または4回以上犯罪を犯した少年再犯者に対しては、教化の可能性が低く、罪質が悪くて減輕の必要性が少ないと見て一般刑事事件と同様に処理させる。第三に、少年が死刑または無期刑の罪を犯す場合、法定刑を25年に引き上げて調整し、凶悪犯罪を犯した少年に対する処罰を強化する。第四に、不定期刑の法定刑を引き上げて調整し少年犯に対する処罰を強化することによって犯罪の発生を抑制する。第五に、懲役または禁錮を言い渡された少年に対して仮釈放を許可することができる刑の執行期間を増やすことによって、仮釈放を制限する。第六に、死刑および無期刑など凶悪犯罪を犯した少年犯に対しては、その前科記録を残す」ということである。

(6) 少年法一部改正法律案(2009212)(2017年9月8日発議)

この発議案は、触法少年の年齢を現行の14歳未満から12歳未満に引き下げようとするものである。その提案の理由は、「現行法は、刑罰法令

## 韓国における少年司法改革論議の動向

に触れる行為を行った10歳以上14歳未満の少年を少年部の保護事件として審理すると定めている。最近、発生する一連の刑事未成年者の犯罪事件を見ると、14歳未満の者による殺人、暴力等の凶悪事件が頻発しており、少年による凶悪犯罪のうち、10歳から14歳未満の者が犯した犯罪の割合は、2012年12%、2013年12%、2014年14%、2015年13%、2016年15%と次第に増加している。最近になって早期教育の活性化と教育制度の発達、物質の豊かさなどによって人間の精神的・肉体的成長の速度がだんだん速くなっており、犯罪の低年齢化・凶悪化などが問題になっている現実を考慮すれば、現行法上の刑事未成年者の年齢は現実性を反映しているとは見られず、さらに刑事政策的に幼い子どもたちは教育的措置による改善可能性があるということだけで刑事処罰を一律に排除することは刑法が追求する社会保護機能を果たしているとは見ることができない。よって、刑法第9条の刑事未成年者の年齢を14歳から12歳に下げる改正案にあわせて少年法の触法少年の年齢も12歳に引き下げ、刑事未成年者の年齢を現実化し、適正な刑事制裁を通じて国民の生命と身体の安全を保障し、犯罪から社会を守る」とする。

### (7) 少年法一部改正法案 (2009144) (2017年9月13日発議)

この発議案は、触法少年の年齢を13歳未満として引き下げ、刑の緩和規定をより厳しくするためのものである。その提案の理由については、「青少年の精神的・肉体的成長速度が速くなるに伴い、満14歳未満の者の犯罪が現行の刑事未成年者規定が制定された1953年に比べて想像もできないほど残忍で乱暴になった。仁川市小学生殺害事件、釜山と江陵で起きた女子中学生集団暴行事件など衝撃的な青少年犯罪が相次いでおり、殺人・集団暴行・性暴力など犯罪の性格と種類も成人犯罪に劣らずますます凶暴化しているにもかかわらず、幼いということで犯罪に見合う処罰が科されておらず、青少年犯罪の発生を抑制しにくいのが実情である。よって、触法少年年齢の上限を引き下げ（13歳）、死刑や無期刑の罪を

犯す場合、刑の緩和を15年から22年に改正し、青少年に犯罪意識に対する警戒心を呼び起こし、青少年犯罪の被害者が続出されないように改正する」という。

(8) 少年法一部改正法案(2009318)(2017年9月13日発議)

この発議案は、捜査段階における少年の身柄拘束を容易くしようとす  
る狙いのものである。その提案の理由は、「現行法は、19歳未満の青少  
年の刑事処分に対して特別措置を行うことで、少年が健全に成長するよ  
う支援することを目的としている。しかし、最近一部の青少年が現行法  
の趣旨に反して、これを悪用し、衝撃的な凶悪犯罪を起こす事件が頻繁  
に発生しており、これに対する立法的必要が生じている状況である。よっ  
て、現行法第55条(逮捕状の制限)でやむを得ない場合でなければ、少  
年に対する逮捕状を出さないように規定している条項を削除し、捜査中  
必要と判断した場合、少年に対しても例外なく拘束令状を発付できるよ  
うにする」という。

(9) 少年法一部改正法律案(2010401)(2017年11月24日発議)

この発議案は、長期少年院送致処분을最長5年とするなど、主に少年  
法上の保護処分を強化しようとするものである。その提案の理由は、  
「最近凶暴化された少年犯罪が社会的に大きな物議をかもし、少年犯の  
矯正・教化目的と社会の法感情、少年の精神的・身体的成熟などを総合  
的に考慮した少年法改正の必要性が台頭している。よって、十分な教化  
と少年犯罪の予防的効果のため、少年犯の少年院送致処분을細分化し、  
最長5年とし、10歳以上12歳未満の少年にも中長期少年院送致処分がで  
きるようにする。また、触法少年の違法性認識を高めるため、受講命令  
の場合も、12歳からを10歳からとして対象年齢を引き下げる。ただし、  
青少年の変化の可能性を考え、中長期少年院送致処分の場合は、上  
限(中期2年、長期5年)内で法院の職権あるいは少年院の申請により期

間延長決定ができるようにして矯正の効果を向上させる。また、法院が少年の再犯の危険性を判断し、適正な保護処分など必要な措置を探すために調査命令の一環として運用している「キルウィ学校」<sup>(8)</sup>（道上学校という意味）プログラムの法的根拠を明確にする。また、短期少年院送致処分にも受講命令や社会奉仕命令のように保護観察処分を併科できるようにし、委託機関と法院が一緒に執行を管理・監督することができるように少年院送致処分に対して法院の職権で保護処分を変更することができるようにする」という。

(10) 少年法一部改正法律案（2010766）（2017年12月11日発議）

この発議案は、少年保護事件に対する少年審判において被害者側の立会を認めるなど被害者側の権利を強めようとするものである。その提案の理由については、「現行法は、未熟な少年の責任能力の限界などの特性を考慮し、犯罪少年の場合、保護事件として処理するようにし、法定要件に該当して刑事処分をする必要性が認められる場合に限って刑事事件として処理するように特例を定めている。このような現行法は、我が社会の現在と未来の基盤となる少年の保護のために、その環境を調整し品行を矯正して健全に成長することができるようにする立法目的が反映されたものと考えられる。しかし、少年犯罪がさらに緻密で凶悪となるに伴い、少年保護事件の被害者が被る被害が刑事事件による被害に劣らず甚大になることによって、被害者の権利保障の側面で制度的に補完されなければならないという指摘がある。現在、少年犯の保護事件の場合、刑事訴訟法が準用されていないため、被害者に対する通知規定がなく、当該保護事件の審理も非公開になっており、被害者であるにもかかわらず

---

(8) フランスの青少年教化プログラムであるセイユール（SEUIL、敷居という意味）に倣った行軍キャンプとして、少年院での更生が難しい非行少年たち（再犯少年）を連れて10日間 200 Km を歩く。2014年から大田家庭法院が始めた。

ず、当該事件がどのように進められて処理されるのか分かりにくい状況である。ゆえに、少年保護事件の被害者の権利を高めるため、保護事件の審理に被害者、その法定代理人が少年部判事の許可を受けて参加することができるようにし、被害者などが申請した場合、少年の健全な成長を妨害するおそれがないと認められるときは、当該事件の審理開始の可否、審理の期日・場所、審理結果など大法院規則で定める事項をその申請者に速かに通知するように改正する」という。

(11) 少年法一部改正法案（2010827）（2017年12月14日発議）

本発議案は、触法少年に対する新しい身柄確保制度の新設などを盛り込んだものである。その提案の理由については、『最近、仁川市初等生殺人事件など少年犯罪が急増しており、その手口も成人犯罪に劣らずますます凶暴化しており、深刻な社会的問題になっている。それにもかかわらず現行法には、触法少年に対して別途の身柄確保の手段が設けられていないため、触法少年の身柄確保に困難が招かれている。また、刑事事件と関連して、少年に対する逮捕状はやむを得ない場合でなければ、発付することができないようになっている。これにより、刑事事件を犯した少年は拘禁されないため再び犯罪を犯す場合が多い。ゆえに、触法少年の場合、臨時委託令状制度を新設し、容易く身柄を確保することができるようにし、また、少年法第55条（拘束令状の制限）の規定を「拘束時少年の分離収容」と修正し、さらに、1項の「少年に対する拘束令状は、やむを得ない場合でなければ発付することができない」を削除することによって、刑事事件と関連しては、少年に対しても逮捕状を一般

---

(9) 第8条の2（臨時委託令状）①警察署長は、第4条第1項第2号（触法少年）に該当する少年を保護する必要がある場合には、検事に申請して検事の請求で管轄少年部の判事に臨時委託令状を発付してもらい、管轄少年部に送致するまで臨時に少年分類審査院（日本の少年鑑別所に当たる：筆者注）に委託することができる。この場合、委託期間は10日を超えることができない。

人と同様に発行できるように改正する』という。

(12) 少年法一部改正法律案（2014506）（2018年7月20日発議）

本発議案は、特定の重大犯罪を犯した少年は保護事件の対象から外そうとするものである。その提案の理由は、「最近、凶悪犯罪を犯した少年犯たちが連日マスコミに報道され、日増しに凶暴化する少年犯罪に対する社会的憂慮が深刻な状況である。現行法上、凶悪犯罪を犯した少年犯に対して刑事処罰する代わりに、保護処分をしたり成人犯に比べて減輕して処罰するのが少年犯の行った犯罪に相応して適正かどうかに対する論議が絶えず提起されており、これとともに社会的に非難可能性が大きい凶悪犯罪を犯した少年に対しては厳正に対処しなければならないという声が高まっている。よって、特定強力犯罪と特殊逮捕、特殊監禁および逮捕・監禁などの致死傷の罪を犯した少年は保護事件の対象から除外し、適切な処罰がなされることによって繰り返される青少年の凶悪犯罪を防止する」とする。

(13) 少年法一部改正法案（2014521）（2018年7月24日発議）

この発議案は、刑事裁判所から保護処分相当性を認められて少年部に移送された少年について、刑事処分相当性を理由として再び刑事裁判所に戻すことができる内容を盛り込んでいる。その提案理由は、「最近青少年による凶悪犯罪の増加に伴い、現行法が凶悪犯罪を犯した加害青少年には寛大すぎて、被害者保護は疎かにしているという批判とともに、現行法の廃止および改正を促す世論が高まっている。特に、凶暴化した青少年犯罪が相次いで発生し、犯罪の態様によって刑事法院が事件を少年部に移送することについてはより慎重を期すべきだという批判が高い。しかし現行法は、刑事事件として裁判にかけられた少年を、刑事法院が保護処分に該当する理由があると認め、少年部に一度送致決定を下せば、少年部の審理途中、罪質が重いと判断しても、再び刑事事件として刑事



法院に移送することはできないため、その根拠を設けなければならないという意見が提起されている。よって、少年部が刑事法院から移送された事件を調査または審理した結果、その動機と罪質が禁錮以上の刑事処分をする必要があると認めるときは、決定をもって移送した刑事法院に事件を再び送致することができるようにすることで、凶悪犯罪を犯した青少年が寛大すぎる処分を受けることのないようにし、司法正義を実現しようとする」とする。

(14) 少年法一部改正法案（2015327）（2018年9月5日発議）

本発議案は、触法少年の年齢を13歳未満に引き下げ、刑罰の強化、仮釈放の制限などを盛り込んでいる。その提案の理由は、「最近相次いで発生する青少年凶悪犯罪により「少年法」改正・廃止に対する国民の声が高まっている。過去に比べて高くなった青少年の精神的・肉体的成熟度によって凶悪犯罪の年齢が低くなっており、その手法が成人犯罪に劣らざるまま凶暴化しているにもかかわらず、現行法上に幼い年齢からといって犯罪に相応しい処罰が科されていないため、変化した時代的情況と国民の法感情をきちんと反映していないのが実情である。よって、刑事処罰の代わりに保護処分を受けることになる触法少年の年齢の上限を引下げ、死刑や無期刑の罪を犯した場合に処罰を強化するだけでなく、仮釈放の基準を厳しくして青少年の犯罪意識に対する警戒心を呼び起こし、青少年犯罪の発生を抑制する。具体的には、第一に、刑罰でない保護処分を受ける触法少年の基準年齢を14歳から13歳に引き下げて保護対象を制限する。第二に、18歳未満の少年が死刑または無期刑の罪を犯した場合、刑の緩和を15年の有期懲役としているが、これをそれぞれ無期懲役と20年に引き上げて凶悪犯罪を犯した少年に対する処罰を重くする。第三に、懲役または禁錮を言い渡された少年に対して仮釈放を許可することができる刑の執行期間を延ばすことで仮釈放を制限する」という。



(15) 少年法一部改正法律案 (2016764) (2018年11月23日発議)

本発議案は、保護事件とする対象事件の制限、刑罰の強化などをその内容にしている。提案の理由については、「現行法は、反社会的性のある少年の環境調整と品行矯正のための保護処分などの必要な措置と、刑事処分に関する特別措置をすることで、少年が健全に成長するようにしている。しかし、最近、警察庁が発表した資料によると、ここ5年間、凶悪犯罪で検挙された10代は2万人としてその数が増えており、また、その水位も度を越しており、一部の少年たちは、幼いため処罰が減輕されたりあるいは処罰を避けたりすることができるという点を悪用する場合もあり、これに対する対策が必要との指摘もある。ゆえに、現行法が適用されて刑が緩和されることを知りながら罪を犯した場合と特定強力犯罪を犯した場合には、少年部の保護事件ではない一般刑事事件として処理し、少年法が適用されて死刑または無期刑に処す場合（18歳未満の場合）、15年の有期懲役と減輕することを25年の有期懲役に引き上げることによって少年犯罪に対する処罰を強化する」とする。

(16) 少年法一部改正法律案 (2016772) (2018年11月23日発議)

本発議案は、触法少年の年齢の引き下げ、保護事件の対象事件の制限、長期少年院送致処分の期間延長（10年）、刑罰の強化、仮釈放の制限など厳罰的改革内容を盛り込んでいる。その提案の理由については、「現行法によると、10歳以上14歳未満の少年は刑事未成年者として犯罪を犯しても刑事処罰ではなく保護処分を受け、14歳以上の少年の場合は刑事処罰を受けても現行法によって刑を減輕・緩和している。しかし、最近、集団暴行など残酷な少年犯罪が相次いで発生し、一部では少年院に送致された事実を自慢したり、若い年齢のために処罰が緩和適用されることを知りながらこれを悪用するケースも発生しているため、少年犯罪に対して厳しく対処しなければならないという声が高まっている。よって、特定強力犯罪を犯した場合には、一般刑事事件として処理し、触法少年

の年齢を13歳未満に調整するなど、関連規定を改正することで少年犯罪の予防を強化する。具体的には、第一に、「特定強力犯罪の処罰に関する特例法」第2条第1項の特定強力犯罪を犯した少年の場合には、保護事件から外す。第二に、触法少年の年齢を「10歳以上14歳未満」から「10歳以上13歳未満」に調整する。第三に、保護処分の期間を短期少年院送致は6カ月から5年に、長期少年院送致は2年から10年に調整する。第四に、罪を犯した少年に対して死刑または無期刑に処する場合、減軽を15年から25年の有期懲役にし、不定期刑の場合にも長期は10年から15年に、短期は5年から7年に調整する。第五に、仮釈放の場合、無期刑は5年から10年に、有期刑は3年から引き上げて6年を経ては許可することに調整する」という。

## 2. 刑法改正法律案

### (1) 刑法一部改正法律案(09319)(2013年9月13日発議)

本発議案は、刑事未成年者の年齢を14歳未満から13歳未満に引き下げのための改正案である。その提案の理由は、「青少年の精神的・肉体的成長速度が速くなるに伴い、満14歳未満の者の犯罪が、現行刑事未成年者規定が制定された1953年に比べて想像を絶するほど残忍で乱暴になった。仁川初等生殺害事件、釜山と江陵女子中学生集団暴行事件など衝撃的な青少年犯罪が相次いでおり、殺人・集団暴行・性暴力など犯罪の性格と種類も成人の犯罪と類似しており、刑事未成年者規定に対する見直しが求められると言わねばならない。よって、変化した時代状況を反映し、少年法など現行法体系との整合性を高めるために刑事未成年者の年齢を13歳未満として調整することで、青少年に犯罪意識に対する警戒心を呼び起こし、青少年犯罪の被害者が続出されないように改正する」という。

## 韓国における少年司法改革論議の動向

### (2) 刑法一部改正法律案 (09164) (2017年9月7日発議)

本発議案は、刑事未成年の年齢を12歳未満まで引き下げようとする改正案である。その提案の理由については、「現行法は、刑事未成年者の年齢を14歳としているが、14歳に達していない者も、放送やインターネットなど媒体の発達によって精神的・肉体的に未成年者とは見にくくなり、刑事未成年者の犯罪が日増しに凶暴化しており、社会的に刑事未成年者の規定に対する見直しの声が高まっている。ゆえに、刑事未成年者の年齢を12歳未満に引き下げ、変化した時代的狀況を反映する」という。

### (3) 刑法一部改正法律案 (09215) (2017年9月8日発議)

本発議案は、刑事未成年者の年齢を12歳未満として改正しようとするものである。その提案の理由は、「最近、青少年の身体発達や認知能力が早くなることによって少年犯罪が急増し、凶暴犯罪の年齢も低くなり、その手口が成人犯罪に劣らますます凶暴化しているため、深刻な社会的問題になっている。それにもかかわらず、重大犯罪を犯した少年に対して、幼い年齢を理由に犯罪に見合う処罰が科されていないため、少年犯罪の発生を抑制することが難しいのが実情である。ゆえに、保護対象となる刑事未成年者に対する年齢を調整して少年犯罪を軽減させ、善良な国民が犯罪によって被害を受けないようにしようとする。刑事未成年者の基準年齢を14歳から12歳に調整し、少年犯罪に対して適切な処罰を与えることによって、犯罪発生を抑制する」という。

### (4) 刑法一部改正法律案 (2009221) (2017年9月8日発議)

この発議案も、刑事未成年者の年齢を14歳未満から12歳未満として引き下げようとする改正案である。その提案の理由は、「現行法は、14歳にならない者の行為は罰しないと規定しており、これは刑法が制定・施行された1953年から同じく維持している。最近発生した一連の刑事未成年者による犯罪事件を見れば、満14歳未満者による殺人、暴力などの凶

悪事件が頻発しており、少年による凶悪犯罪のうち、満10歳から満14歳未満の者が犯した犯罪の割合は2012年12%、2013年12%、2014年14%、2015年13%、2016年15%と漸増している。最近になって早期教育の活性化と教育制度の発達、物質の豊かさなどによって人間の精神的・肉体的成長速度がだんだん速くなっており、犯罪の低年齢化・凶暴化などが問題化している現実を考慮すれば、現行法上刑事未成年者の年齢は現実性を反映していると考えられず、さらに刑事政策的に幼い子どもたちに対し教育的措置による改善可能性があるという理由だけで刑事処罰を一律に排除することは、刑法が追求する社会保護機能を果たしているとは見られない。よって、現行刑事未成年者の年齢を14歳未満から12歳未満に引き下げることによって刑事未成年者の年齢を現実化し、適正な刑事制裁を通じて国民の生命と身体の安全を保障し、犯罪から社会を守ることを図る」という。

(5) 刑法一部改正法律案(2015334)(2018年9月5日発議)

この発議案は、刑事未成年者の年齢を13歳未満として引き下げようとする改正案である。提案の理由については、「現行刑事未成年者の基準年齢である14歳は、1953年の刑法定制時に設定され、65年間維持されてきた。しかし、過去に比べて高くなった青少年の精神的・肉体的成熟度によって凶悪犯罪の年齢も低くなり、その手法が成人犯罪に劣らずますます凶暴化しているため、社会的に刑事未成年者規定に対する再検討の声が高まっている。ゆえに、変化した時代状況と国民の法感情などを反映して、刑事未成年者の基準年齢を14歳未満から13歳未満に調整することによって、少年犯罪に対して適切な処罰を与え、犯罪発生を抑制する」と主張している。

### 3. 特別刑法の改正法律案

#### (1) 特定強力犯罪の処罰に関する特例法の一部改正法律案

(2008283) (2017年7月31日発議)

本改正案は、少年法上の刑罰緩和規定の廃止に関するものである。その提案の理由については、「現行法は、特定強力犯罪を犯したとき、18歳未満の被告人に死刑または無期徒刑を宣告しなければならないときはその刑を20年の有期懲役とし、不定期刑を宣告する際には長期15年及び短期7年を超えないように、量刑緩和の特別規定を定めている<sup>(10)</sup>。これは少年法上の規定と類似したものであり、犯行当時の精神的・社会的未成熟と今後の教化・改善可能性などを考慮したことである。しかし、可罰性の高い凶悪犯罪にまで刑量の緩和を適用することは、国民一般の法感情に背馳され、凶悪犯罪への厳しい処罰など、立法趣旨にも反するおそれがある。また、凶悪犯罪を行った少年犯が短い刑期が終わった後、直ちに報復または再犯に乗り出す可能性もあり、これに関する社会的不安も無視することができないのが実情である。よって、18歳未満の少年犯に死刑または無期徒刑を言い渡す際に、少年法第59条の量刑緩和特則を適用しないこととし、不定期刑を宣告する際にも少年法第60条第1項の刑量の上限規定を適用しないように改正することで、凶悪犯罪に対する適正な処罰を図る」と主張している。

#### (2) 特定強力犯罪の処罰に関する特例法一部改正法律案 (2009184)

(2017年9月8日発議)

本発議案は、刑罰強化に関する改正案である。提案の理由は、「仁川初等生殺人事件、釜山女子中学生暴行事件など青少年たちの残酷な犯罪

---

(10) この規定は、実は「刑罰の緩和」ではなく、少年法第59条の「死刑、無期徒刑の緩和」規定が15年の有期懲役と定めていることを20年と加重処罰するものであり、また、少年法第60条の「不定期刑」が短期5年以上長期10年以下と定めている部分を加重処罰している規定である。

が社会的に深刻な問題になっている。さらに、一部の青少年は、幼い年齢のため重い処罰から逃れることができるという点を悪用して犯罪を犯したりもする実情である。よって、少年法を改正して、死刑および無期刑に処される場合、刑罰の緩和を30年の有期懲役に拡大するなど、処罰を重くする「少年法一部改正法律案」とともに特定強力犯罪を犯した少年を死刑または無期刑に処さなければならないとき、現行20年の有期懲役とする条項を削除し、より重い刑罰が適用されるようにする」という。

### (3) 特定強力犯罪の処罰に関する特例法の一部改正法律案

(2009207) (2017年9月8日発議)

本発議案は、特定の重大犯罪を犯した16歳以上の犯罪少年を少年保護の対象から排除する内容を盛り込んである。その提案の理由は、「現行法は、特定強力犯罪を犯した当時、18歳未満の少年を死刑または無期刑に処さなければならないときは、その刑を20年の有期懲役とし、不定期刑を宣告するときも、長期15年及び短期7年を超えないように刑量を緩和する特則を置いている(第4条)。これは特定強力犯罪を犯した少年犯に対しても少年法の適用を前提としながらもただその刑の上限を一部高めたことにすぎない。しかし、近年発生する一連の未成年者犯罪事件を見ると、犯行の目的や手法が成年犯罪者に劣らず緻密に計画的で残忍であるにもかかわらず、少年法の適用によって緩和された刑事処分を受けることになるという問題点がある。特に、凶悪犯罪を犯す少年犯に対して緩和された手続と量刑を適用することは、国民一般の法感情に背馳し、凶悪犯罪から国民の生命と身体の安全を保障し、犯罪から社会を守ることを目的とする立法趣旨にも反する。よって、特定強力犯罪を犯した16歳以上の少年犯に対しては、少年法の適用から排除することによって、未成年者の凶悪犯罪に対する適正な処罰を図り、国民の生命と身体の安全を保障し、犯罪から社会を守ることを目的とする」と主張している。

#### 4. 国会発議案のまとめ

国会の動きとしては、発議された改正案の中で重なっているものが見える点を別としても、少年犯罪による悪化した世論を意識して刑事責任年齢の引き下げや厳罰化のための改正案が積極的に提案されている。つまり、これらのほとんどの改正案の内容が、年齢の引き下げと厳罰化という二つの焦点に合わせられている。

これらの改正案をまとめると次のとおりである。まず、刑法上の刑事未成年者の年齢を13歳に引き下げるとともに少年法上の触法少年の上限年齢も同様に引下げ案、刑法上の刑事未成年者の年齢を12歳に引き下げながら少年法上の触法少年の上限年齢も同様に引き下げ案、一部の保護処分可能年齢を引き下げ案、少年院送致期間を長くする案、死刑・無期刑を緩和するときの刑期を延長する案、仮釈放ができる受刑期間を長くする案、特定強力犯罪を犯した少年に対する特別措置を廃止したり、16歳以上の犯罪少年に対して少年法の適用を排除する案、特定の再犯少年を全面的に一般刑事事件化とする案である。

また、これらの改正案は、その改正の必要性について異口同音に「……昔に比べて年少者の精神的身体的な成熟度が高くなり大人と実質的な差がほぼなくなったこと、刑事未成年者による犯罪が日増しに凶暴化していることなどによって、社会的にも刑事未成年者に関する規定の見直しを求める声が高まっている点、刑事政策的に非行少年に対して教育的措置による改善可能性があるという理由から刑事処罰を一律に排除するということは刑法が追求する社会保護機能を果たしたとは言えない点、重大犯罪を犯した少年に対してただ低年齢であるという理由から犯した罪にふさわしい処罰を科していないため少年犯罪の発生を抑制することができない点、可罰性が高い凶悪犯罪にまで刑の緩和を適用することは国民一般の法感情に背馳する」という点を提案理由としている。

しかし、唯一に反対する改正案もみられる。その改正案の概要は次のとおりである（少年法一部改正法律案（2017512）（2018年12月12日発



議))。『……最近一連の残酷な少年犯罪がマスコミに報じられ、触法少年の年齢を引き下げ、少年犯に対する刑罰を強化しようとする主張が多い。しかし、少年犯に対する処罰強化は根本的な処方になり得ない。厳罰主義に基づいた重い処罰より、再社会化が優先されるべきであり、少年の社会的環境の改善のための努力が必要である。それと同時に、少年犯罪被害者を実質的に支援することができる制度を設けなければならない。これと関連して刑事事件の当事者でないという理由から、手続上疎外され、捜査と裁判の過程において二次的被害に晒された被害者に対し、法律専門家の助力を受けることができるようにした「被害者国選弁護士制度」があるが、現在、性暴力犯罪と児童虐待犯罪に限って運用されている。ほとんど脆弱な状況に置かれている少年犯罪被害者は、法律支援が切実であるにもかかわらず、「被害者国選弁護士制度」が導入されていない状況である。国家が少年犯罪被害者のために弁護士を選任し、被害者が捜査機関や公判手続に出席したり陳述したりする活動を支援するようにし、訴訟行為において被害者に対する包括的代理権を行使するようにするなど、刑事訴訟手続において少年犯罪被害者の保護のための「被害者国選弁護士制度」の導入が切実である。よって、少年による特定強力犯罪の被害者が刑事手続上から被ることになるかもしれない被害を防御し、法律的助力を保障するために少年犯罪被害者に対する弁護士選任特例を設けようとする。』この改正案は、触法少年の年齢の引き下げや厳罰化は根本的な対策にならないという点を指摘しながら、再社会化や社会的環境改善の必要性を強調しており、むしろ少年犯罪の被害者保護策を提案している点から注目に値する。

一方、このような国会における動きに対して、学界では大体刑事責任年齢の引き下げに反対する立場をとっている<sup>(11)</sup>。また、法務部は基本的に

---

(11) 金赫(キム・ヒョック)、「刑事責任年齢と少年法改正論議に関する小考」、『少年の刑事責任年齢』(2018年第10回少年非行政策韓日学術交流会発表集)、58頁。



## 韓国における少年司法改革論議の動向

は刑事未成年者の年齢の引き下げに賛成しており、最近「刑事未成年者<sup>(12)</sup>（触法少年）年齢の上限の引き下げ（14歳未満から13歳未満へ）、特定犯罪少年の少年部送致制限、刑事処罰の特例規定の引き上げ」などの関連法改正の推進を公表したことがある。また、法院行政処は、「刑事未成年者の年齢下限問題は、公職選挙法上の少年の選挙権、民法上の未成年者の年齢基準など、全体的法体系の再整備を前提に議論すべき事項として、国民の法感情、青少年の犯罪率、刑事政策上の要素などを総合的に考慮し慎重に決める必要がある」という留保的姿勢を見せている。<sup>(14)</sup>

刑法上の14歳未満としての刑事未成年者の年齢を巡った争いに対して、憲法裁判所からはすでに合憲という有権解釈が出されている。その判旨は、「刑事責任が免除される少年の年齢を何歳とするかについての問題は、著しく不合理で不公正なことでない限り、立法者の裁量に属するものであるところ、刑事未成年者の年齢を低すぎに定めたり年齢の限界を削除したりすれば、責任の概念は無意味になり、14歳未満という年齢基準は諸外国の立法例に照らしてみても行き過ぎるほど高いとは言い切れない点を考慮するとき、この事件の法律条項は、立法者の合理的裁量の範囲を離脱したと言い難く、よって、請求人の裁判手続の陳述権や平等権を侵害したと認めることはできない（憲法裁判所2003年9月25日2002憲マ533）」<sup>(15)</sup>としている。

---

(12) パク・スチョル、「刑法一部改正法律案（ジャン・ジェウォン議員代表発議第9164号）検討報告書」、国会法制司法委員会、2018年2月、8頁（国会議案情報システム <http://likms.assembly.go.kr/bill/>、2019年1月15日検索）。

(13) 法務部報道資料、『2019～2023 第1次少年非行予防基本計画樹立』（2018年12月19日）、7頁（<http://www.moj.go.kr/moj/>、2019年1月15日検索）。

(14) 前掲注12、8頁。

(15) 前掲注12、4頁。

## V 終わりに

最近、韓国における少年司法に対する改革の動きは、複数の重大少年事件を勧案したものだとしても、その論議の内容やあり方が行き過ぎたものといわねばならない。まるで、重大少年事件の発生の主な原因が専ら少年法にあるかのような雰囲気である。しかしながら、実際に少年による重大事件は激増しているわけではなく、触法少年による重大事件もごく稀である。なおかつ少年法の廃止が求められるほど、少年非行ないし犯罪が悪化しているという証左はどこにも見当たらない。

最近の韓国における少年司法改革の論議は、1970年代以降の日本での少年法改正の議論ととても類似しているのではないかと思われる。つまり、一部の少年による重大事件をマスメディアが大げさに報じながら世論を糊塗し、政治家たちがそれに便乗して安易に法律の改正を煽っているのではないかということである。そうしたなかで韓国においては、論議のもう一つの背景として、SNSの否定的影響が加えられ、拍車がかけられている様子もうかがえる。

2018年12月21日、韓国の国家人権委員会は、最近の少年犯罪関連の改正法律案の発議ラッシュについて意見を表明した<sup>(16)</sup>。その内容は、以下の2点である。

第一に、「……刑事未成年者の基準年齢を引き下げる内容の「刑法一部改正法律案」と触法少年の年齢の上限を引き下げ、死刑・無期懲役の宣告時緩和される刑の量を引き上げる内容の「少年法一部改正法律案」は、国連の「子どもの権利条約」などの国際人権基準から定めている少年の社会復帰と回復の観点に背馳し、少年犯罪の予防のための実効的提案として望ましくない」。

第二に、「現在少年司法のシステムにおいて、子どもの非行予防と再

---

(16) 国家人権委員会報道資料, <https://www.humanrights.go.kr/>, 2018年12月24日検索。

## 韓国における少年司法改革論議の動向

犯防止のための政策が実効性を担保することができるように、少年司法政策を総合的に改善し、少年犯罪の被害者の保護及び社会復帰のために被害者の手続参与権及び知る権利の保障、多様な支援対策の立案などが望ましい」。

国家人権委員会の声明文を見れば、当該機関でさえも少年法あるいは少年司法自体について正確な理解に基づくものか疑念のある表現を散見するが、昨今の年齢引き下げや厳罰化の議論が溢れている中で、慎重な対応を促している数少ない主張という点からは大きな意義がある。